

学童保育室保育料減免申請書

平成 年 月 日

(宛先) 高 槻 市 長

申請者(保護者)

住 所

氏 名

印

次のとおり保育料の減免を申請します。

ふりがな		学童保育室
入室児童氏名	(学年)	
減免を申請する理由	該当欄に <input checked="" type="checkbox"/> チェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯又は中国残留邦人等自立支援給付受給世帯 <input type="checkbox"/> 当該年度分市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 前年分所得税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 前年分所得税15,000円未満の世帯 <input type="checkbox"/> 2人以上の入室世帯	

-----下欄は記入しないでください-----

(処理欄)

減免開始月	平成 年 月 から					
保育料(月額)	4500円	4000円	3000円	2000円	1500円	0円
延長保育料(月額)	1000円	900円	700円	450円	350円	0円
保育料総額(月額)	5500円	4900円	3700円	2450円	1850円	0円

平成29年度 学童保育料の減額および免除について

以下の事項をお読みいただき、該当する世帯は、提出書類（申請書・添付書類）をそろえて申請してください。

1 対象世帯と減免規定による減免後の保育料

区分	対象世帯	保 育 料		延長保育料		
		1人目	2人目	1人目	2人目	
A	生活保護法による被保護世帯 又は 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
B	当該年度分の市市民税非課税世帯（A階層に該当するものを除く。）	0円	0円	0円	0円	
C	前年分の所得税非課税世帯（A階層又はB階層に該当するものを除く。）	3,000円	1,500円	700円	350円	
D	前年分の所得税課税世帯 （A階層又はB階層に該当するものを除く。）	15,000円未満	4,000円	2,000円	900円	450円
		15,000円以上	6,500円	4,500円	1,500円	1,000円
	災害により保育料の納付が困難となった場合	市長が別に定める額				

2 提出書類

① 学童保育室保育料減免申請書

② 添付書類・・・ 区分に応じた添付書類を申請書と合わせて提出してください。（下記参照）

なお、添付書類は、**児童と同居の、働いている方全員（保護者の場合は単身赴任者を含む）分**が必要です。

（ただし、証明書上で被扶養者と確認できる世帯員分の書類は省略可）

☆ 区分A ⇒ 「生活保護受給証明書」又は「支援給付受給証明書」。いずれも福祉事務所の発行するもの。

☆ 区分B ⇒ 「市・府民税（所得・課税）証明書」（該当年の1月1日時点で住民登録のあった市町村にて取得可能）

※減免の適用月により必要な証明書の年度が異なります。

- ・ 29年4、5月分保育料に適用 → 28年度分
- ・ 29年6月以降の保育料に適用 → 29年度分 *6月1日以降に発行可能となります

高槻市の場合、19番窓口（税制課）にて発行

* 重要 *

区分Bの場合、4月・5月分保育料に減免が適用されていても、6月以降の適用には再度手続きが必要となります。

**平成29年度も市・府民税が非課税の方は、「減免申請書」と「平成29年度市・府民税（所得・課税）証明書」を必ず提出してください。
再度の申請がされない場合、6月分保育料から減免は適用されません。**

平成28年度市・府民税が課税の方も平成29年度市・府民税が非課税の場合、6月以降に区分Bへ変更できます。（要申請）

☆ 区分C・D ⇒ ・「28年分源泉徴収票（年末調整済みのもの）」又は「28年分の所得税確定申告書（控）（税務署受付印のあるもの）」。

28年中に収入の無かった方や就労していても所得税の課税されない方は、「28年度市府民税申告書のコピー（受付印のあるもの）」。（確定申告書は「第一表」及び「第二表」共に提出が必要です。）

・「所得税額の合計が15,000円以上の世帯で、2人以上の入室の世帯」

⇒上のお子さんの名前で申請書を提出してください。（添付書類必要なし。）

添付書類の提出はコピーで結構ですが、確認のため原本と印鑑をお持ちください。

なお、提出用コピー（感熱紙不可）は申請前に済ませておいてください。（受付会場ではコピー出来ません）

3 留意事項

- ① 申請締切は毎月10日です（厳守）。（10日までに受理された申請分につき、当月から減免適用開始）
- ② 証明書類は発行日から3ヶ月以内のもののみ有効です（申請日時点）。
- ③ 申請内容の確認が必要なため、郵送では受け付けません。ただし、4・5月に区分Bの免除を受けていた世帯が**世帯構成に変更が無く、平成29年度市・府民税が非課税**で6月に再申請する場合のみ、申請書及び添付書類を郵送でも受け付けます。郵送の場合、受付日は消印日（6月10日締め切り）です。書類到達の確認が必要な方は、簡易書留等をご利用ください。
- ④ 2人以上の入室の場合は、申請書は人数分必要ですが添付書類は1部で結構です。
- ⑤ 所得税の確定申告を郵送にて行う場合は、「**税務署受付印のある**確定申告書（控）」の返送について、申告前に所管の税務署にお問合せ下さい。（「第一表」及び「第二表」共に提出が必要）電子申告される場合は、「平成28年分申告書等送信票（兼送付書）」または「受信通知」と「第一表」、「第二表」の3種類を印刷して提出してください。
- ⑥ 所得税額は、住宅借入金等特別控除前の額等とします。